

熊本県公報

第 1 0 8 4 7 号
平成 14 年 6 月 12 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示		
軽油引取税にかかる特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	1
都市計画法の事業認可	(下 水 道 課)	1
家畜伝染病に係る届出	(畜 産 課)	2
公 告		
開発行為に関する工事の完了	(建 築 課)	2
換地処分	(農 地 建 設 課)	2
開発行為に関する工事の完了	(建 築 課)	2
〃	(〃)	2
〃	(〃)	3
土地改良事業施行の認可	(農 村 計 画 課)	3
道路位置の指定	(建 築 課)	3
〃	(〃)	3
〃	(〃)	3
〃	(〃)	4
〃	(〃)	4
〃	(〃)	4
〃	(〃)	4
〃	(〃)	4
土地改良事業施行の同意	(農 村 計 画 課)	5
〃	(〃)	5
〃	(〃)	5
大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見	(商 工 政 策 課)	5
工業統計新システム用機材の賃借に係る一般競争入札入札の実施	(統 計 調 査 課)	5
登 載 依 頼		
保健医療推進協議会の会議の開催	(保 健 医 療 推 進 協 議 会)	7
熊本県立高等学校入試制度検討委員会の会議の開催	(熊 本 県 立 高 等 学 校 入 試 制 度 検 討 委 員 会)	7

告 示

熊本県告示第 480 号
 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。
 平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 西村 石油	西村達也	阿蘇郡阿蘇町大字内牧 196 番地	平成 14 年 6 月 1 日

熊本県告示第 481 号
 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 61 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画を認可したので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 嘉島町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業 嘉島公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
熊本県上益城郡嘉島町大字鯨字川原田及び字蓑田、大字上島字神部並びに大字上

六嘉字火渡の地内における事業地

(2) 使用の部分

熊本県上益城郡嘉島町大字鯨字中島、字中鶴、字杉ノ本、字浮明、字皆根、字久川、字宮園、字長橋、字石島、字高八、字太郎丸、字瀬剥、字早田、字無田、字川保、字原田、字三十六、字十八、字蓑田及び字惣水町、大字上島字幸八、字北鶴、字神部、字甲頭島、字岩見、字四郎丸、字芝原、字蔵園、字皆本及び字三十六、大字上六嘉字高町、字木ノ町、字火渡、字金畑、字碓原、字荒尾及び字中郡、大字下六嘉字光寺、字大門ノ下、字牧、字西原、字宮ノ本、字中通、字川添、字尾ノ上、字泉ノ上及び字圀、大字井寺字古閑鶴並びに、大字北甘木字古屋敷、字庄嶋、字涉瀬及び字八反畑の地内における事業地

4 事業施行期間

自 平成 14 年 7 月 1 日
至 平成 21 年 3 月 31 日

熊本県告示第 482 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により、公示する。
平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨ一ネ病	患畜	平成 14 年 5 月 29 日	阿蘇郡産山村	1 戸 1 頭	乳用牛

公 告

熊本県公告第 477 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町矢護川字七ノ尾 2272 番 1、同 2277 番、同 2278 番、同 2279 番、同 2280 番、同 2281 番、同 2282 番、同 2283 番、同 2284 番、同 2285 番、同 2286 番、同 2293 番 2 及び里道並びに水路の一部
11,425.72 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大津町

熊本県公告第 478 号

県営合志北部地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 479 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字合生字小合志原 3824 番 20
430.06 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡西合志町大字御代志 1656 番地 188
児玉 克也
菊池郡西合志町大字御代志 1656 番地 188
児玉 徳子

熊本県公告第 480 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町小谷字上津留 649 番の一部
399.78 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字小谷 523 番地
山本 秀之

熊本県公告第 481 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、
同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字中島 985 番 2
494.40 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市幸田二丁目 5 番 31-102 号
宮原 雄次
熊本市幸田二丁目 5 番 31-102 号
宮原 孝子

熊本県公告第 482 号

阿蘇郡西原村小野地区共同施行代表者中村節男から平成 14 年 2 月 25 日付けで申請の小
野地区土地改良事業（区画整理）施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）
第 95 条第 3 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 14 年 6 月 3 日付け
で認可した。

平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 483 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の
指定を次のとおり行った。

平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池郡西合志町大字須屋 1233 番地
- 2 築造者の氏名 矢野喜一
- 3 道路の位置 菊池郡西合志町大字須屋字梨木 1889 番 9
- 4 道路の幅員 6.00 メートルから 7.31 メートルまで
- 5 道路の延長 55.69 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 5 月 1 日
- 7 指定番号 菊池景建第 8 号

熊本県公告第 484 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の
指定を次のとおり行った。

平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名郡天水町大字小天 6622 番 2
- 2 築造者の氏名 永廣英治
- 3 道路の位置 玉名市大倉字本村 775 番 8
- 4 道路の幅員 6.02 メートル
- 5 道路の延長 35.11 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 5 月 8 日
- 7 指定番号 玉名景建第 1 号

熊本県公告第 485 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の
指定を次のとおり行った。

平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市桜木二丁目 15 番地 13

- 2 築造者の氏名 株式会社トーヤハウス
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字一木字正林 571 番 14 及び同 572 番 20
- 4 道路の幅員 5.90 メートル
- 5 道路の延長 28.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 5 月 7 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 10 号

熊本県公告第 486 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市出水七丁目 3 番 16 号
- 2 築造者の氏名 園川重幸
- 3 道路の位置 上益城郡益城町大字広崎字府内 1343 番 4、同 1343 番 6、同 1343 番 7、同 1343 番 8、同 1343 番 9、同 1343 番 10、同 1343 番 11 及び同 1343 番 12
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 4.01 メートルまで
- 5 道路の延長 60.11 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 5 月 7 日
- 7 指定番号 上益城景建第 1 号

熊本県公告第 487 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市健軍一丁目 27 番 1 号
- 2 築造者の氏名 株式会社愛住宅
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字引水字東原 675 番 1
- 4 道路の幅員 5.00 メートルから 5.50 メートルまで
- 5 道路の延長 34.50 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 5 月 13 日
- 7 指定番号 菊池景建第 10 号

熊本県公告第 488 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池市大字亘 153 番地 2
- 2 築造者の氏名 立山康男
- 3 道路の位置 菊池市大字亘字下堀木 42 番 3
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 5.35 メートルまで
- 5 道路の延長 70.92 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 5 月 21 日
- 7 指定番号 菊池景建第 13 号

熊本県公告第 489 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 水俣市南福寺 4 番 2 号
- 2 築造者の氏名 有限会社平成不動産
- 3 道路の位置 水俣市丸島町一丁目 263 番 1
- 4 道路の幅員 4.02 メートルから 5.20 メートルまで
- 5 道路の延長 27.83 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 5 月 23 日
- 7 指定番号 芦北企調第 4 号

熊本県公告第 490 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町大字津久礼 1965 番地
- 2 築造者の氏名 富永隆憲
- 3 道路の位置 菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂 2336 番 2、同 2336 番 6 及び同 2339 番 15
- 4 道路の幅員 4.10 メートルから 4.50 メートルまで
- 5 道路の延長 36.67 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 5 月 21 日
- 7 指定番号 菊池景建第 12 号

熊本県公告第 491 号

菊鹿町長隈部弘正から平成 14 年 1 月 16 日付けで協議の浦矢谷地区土地改良事業（区画整理）施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 14 年 5 月 31 日付けで同意した。

平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 492 号

矢部町長甲斐利幸から平成 14 年 2 月 28 日付けで協議の白糸地区土地改良事業（農業用道路）施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 14 年 6 月 4 日付けで同意した。

平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 493 号

矢部町長甲斐利幸から平成 14 年 2 月 28 日付けで協議の白糸地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 14 年 6 月 4 日付けで同意した。

平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 494 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により高森町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
協同組合高森ショッピングセンターアスカ
阿蘇郡高森町大字高森 1978 の 2
- 2 市町村意見の概要
生活形態が多様化した今日、営業時間が延長されることは利便性が増すものと思われる。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局振興調整室
平成 14 年 6 月 12 日から平成 14 年 7 月 11 日まで

熊本県公告 495 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 6 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
工業統計新システム用機材一式
 - (2) 借入物品の規格及び品質等 入札説明書による。
 - (3) 借入期間 平成 14 年 7 月 1 日から平成 18 年 6 月 30 日まで
 - (4) 納入期限 平成 14 年 6 月 28 日（金）
 - (5) 納入場所 熊本県企画振興部統計調査課
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃貸借に係る 1 か月当たりの金額とする。見積りに当たっては 48 月賃貸借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金

- 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
平成 13 年 2 月 23 日熊本県告示第 143 号(平成 13 年度物品(電気通信機器類及び OA 機器類)の借入りに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)による資格審査において、入札参加資格を有すると認められた者でなければならない。
- 3 入札に参加できる者
2 に掲げる入札参加資格を有する者で、納入物品の仕様を示す書類を平成 14 年 6 月 20 日(木)午後 5 時 15 分までに熊本県企画振興部統計調査課管理指導班へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を入札時まで提出したものでなければならない。
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県企画振興部統計調査課管理指導班(熊本県庁行政棟本館 6 階)
〒862 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 383 1111(内線 3604)
 - (2) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - (3) 入札説明書の交付期限は、平成 14 年 6 月 18 日(火)午後 5 時 15 分までとする。
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 14 年 6 月 24 日(月) 午前 10 時
イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 入札室(県庁行政棟本館地下 1 階)
 - (5) 入札書の提出方法
4 の(4)記載の入札場所に持参する。ただし、持参できないときは、4 の(1)記載の場所に入札日の 3 日前までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
 - (6) 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県企画振興部統計調査課管理指導班(熊本県庁行政棟本館 6 階)
〒862 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 383 1111(内線 3604)
- 5 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった 1 月当たりの額に借入月数(48 月)を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 か年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 - (3) 契約保証金
落札者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額に借入月数(48 月)を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を契約締結時に納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 過去 2 か年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 - (4) 無効の入札
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する無効の入札に該当する入札は、無効とする。
 - (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (6) 最低制限価格
設定しない

- (7) 契約書作成の要否
要
(8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県保健医療推進協議会公告第 1 号
熊本県保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。
平成 14 年 6 月 12 日

熊本県保健医療推進協議会

- 1 開催日時
平成 14 年 6 月 13 日 (木)
午後 1 時から午後 2 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ
- 3 議題
 - (1) 第 4 次保健医療計画策定に向けた取組みについて
 - (2) 第 4 次保健医療計画の骨子案について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県保健医療推進協議会事務局 (熊本県健康福祉部健康福祉政策課政策班)
(電話 096-383-1111 内線 7020)

熊本県立高等学校入試制度検討委員会公告第 4 号
第 4 回熊本県立高等学校入試制度検討委員会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成 14 年 6 月 12 日

熊本県立高等学校入試制度検討委員会
会長 米 沢 和 彦

- 1 日時
平成 14 年 6 月 18 日 (火)
午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 場所
熊本市水前寺一丁目 33 の 18
水前寺共済会館 芙蓉の間
- 3 議題 (予定)
 - 1 平成 17 年度以降の入試制度の見直しについて
 - 2 その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
会議の傍聴手続は、午後 1 時から午後 1 時 20 分まで会議の会場入口において行い、検討委員会の会長が認めただうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができます。ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- 6 問い合わせ先
熊本県立高等学校入試制度検討委員会事務局 (熊本県教育庁高校教育課)
(電話 096-383-1111 内線 6668)

